

源泉徴収票からの転記方法 申告書記入方法

源泉徴収票

1
1年間の賞与も含んだ給料の総額。第一表と第二表に記入する額。

2
「給与所得控除」を差し引いた金額。第一表の「所得金額」の「給与」欄に記入する額。

3
給与所得から差し引くことができる額の合計。第一表の「所得から差し引かれる金額」の「合計」欄に記入する額。

4
毎月の給料から天引きされていた所得税の合計額。第一表と第二表に記入する額。ただし、複数のところから源泉徴収票を交付されている場合などは、その合計額を記入することになる。

5
受けることができる所得控除などについて記載されており、第一表と第二表を作成するときに、ここからそれぞれに転記する。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都千代田区飯田橋〇-〇-〇

(受給者番号) _____

(役職名) _____

氏名 (フリガナ) サトウ ハジメ
佐藤 一

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	7,000,000	5,200,000	1,860,000	245,500

源泉控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別)控除の額 380,000

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)

16歳未満扶養親族の数 障害者の数 (本人を除く。)

非居住者である親族の数

社会保険料等の金額 1,000,000

生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

(摘要)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区(1回目)	住宅借入金等特別控除区(2回目)	住宅借入金等特別控除区(2回目)

(源泉・特別) 控除対象配偶者 氏名 _____ 区分 _____ 配偶者の合計所得 _____

国民年金保険料等の金額 _____ 旧長期損害保険料の金額 _____

基礎控除の額 _____ 所得金額調整控除額 _____

支払者 住所(居所)又は所在地 東京都千代田区飯田橋〇-〇-〇

氏名又は名称 株式会社〇〇 (電話) 03-0000-0000

給与所得控除額の計算方法(令和2年分以降)

給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500,000円以上	1,950,000円(上限)